

### 第3回生駒市公文書適正化検討委員会 会議録

日時 平成20年12月18日(木) 午後3時5分～午後5時25分

場所 生駒市役所 401・402会議室

#### 出席者

(委員) 阪口徳雄 弁護士、塚田朋子 弁護士、松山治幸 公認会計士  
中田好昭 企画財政部長、松本安嘉 建設部長、古川文男 水道局長  
(事務局) 高田総務課長、堀本総務課課長補佐、西川文書法制係長

#### 会議概要

- 1 会議の傍聴について3名から申出があり、許可した旨の報告が委員長からあった。
- 2 第2回検討委員会の会議録(案)について、特に委員から意見がなく原案どおり承認された。
- 3 提言書(案)について事務局から概要説明があり、意見交換がなされた。

#### 【主な会議内容】

委員長 提言書(案)(1)4月1日に締結する必要がある文書については、どうですか。

委員 条件付契約、始期付契約について、前回提案したが、単年度予算主義から契約事務についての総務省と草加市とのやり取りをみるとなかなか難しい。

委員 起工伺の時期、支出負担行為の時期を会計年度独立の原則との関係でどう見るかであるが、実際の予算執行は4月1日以降とし、前年度に意思決定を進めてはいけないのか。また、予算が通ることを条件にした契約や起工伺を、前年度で行ってよいのではないか。

予算の執行と政策の意思決定とは分けて考えるべきである。

委員 地方自治法では支出負担行為は、支出の原因となるべき契約その他の行為で、予算の執行に係るものであり、4月1日前にはできない。契約もこれ以後になる。

国は支出負担行為及び予算執行については、単年度主義の例外はないとしていて、遡及について言及していない。長期継続契約、債務負

担行為で対応すべきであると答えている。

委員 現行上、やむを得ないから遡るのがいいのか。

慣習的にやっているが、解釈上、ここまでは良いということが示されれば助かる。

委員 支出負担行為伺書が契約起案を兼ねているが、分けて考えられないか。

委員 支出負担行為伺書は内部的な書類であり、債務は契約によって、発生する。

事務局 支出負担行為は予算の執行になるので、会計年度が始まらないとできない。これは、法では規定されていないが、問答集等で契約、支出負担行為について書かれている。

委員 契約を締結しようとする場合は、支出負担行為伺書を作って決裁を受ける必要がある。仮契約書は支出負担行為ではないが、そこまでして、どれだけの効果があるのかということはある。

委員 日を遡らないでやれる方法だと思う。

委員 仮契約を結んでも、本契約を結ばなければならないから結局同じである。

委員 契約を結ぶ時間の短縮はできるのでは。

委員 簡素化から理由がある。

委員 公式に遡ることを認めることが良いのかどうか疑問である。

委員 今の状況を法的にも、制度的にも正しくするにはどうするか、方策を検討委員会として打ち出さなければならない。

委員長 遡及して良いというのではなく、スケジュール管理により契約書の管理をきちんとすることによって、遡及しなくて済むものもある。つまり、前もって、準備することが必要だ。

委員 それにしても遡及することがなくなることはない。

委員 しかし、こういう議論をすることによって、職員の意識が変われば契約のない空白の時間が短くなるのではないか。

委員 4月1日から行わなければならない業務については、緊急性があれば随意契約でやむを得ないと考えるが。

例えば、公共単価は4月1日に間に合わないので、公共単価が定まった時点で予定価格を定め、入札を行い、契約を結ぶが、4月分については従来の単価で、随意契約により行っている。

委員長 次に(2)緊急の場合についてですが

委員 緊急の場合、遡っていることがおかしいという認識を持っている。

災害は誰もが理由を理解しているので、遡ることを認める契約を交わすべきであって、それに基づいて支出をすべきではと考えている。

委員 口頭、簡易な文書でもって契約が成立し、それに基づいて後日、正式な契約を結ぶ、支出負担行為も正確な数字が決まった時点で行うというつじつまのあったシステムが必要では。

委員 概算契約のように金額を入れない契約が良いと思うが、事務局はダメだといっている。防衛庁では概算契約をしているようだが。

委員長 予算統制上、概算契約はダメになっているが、仮契約、概算契約を締結しておき、決裁日は実際の日（押印した日）を記入し、契約書の日は本来記載すべき日で記入する（事実の日に遡る）ということが可能ではないのか。

委員 契約には、金額が発生する契約と単価契約のように約束として締結するものもあり、概算契約も債務負担という金額が発生しないものだ。契約だから法に抵触するので、覚書ならいいという考えもある。どちらも法的には同じだが。

委員 緊急とか災害とかで、金額が確定していないという理由があれば、説明はつくのでは。

委員 追加工事は、本体契約に基づくもので、指示書があり、本契約に含まれ、一本の契約になる。

委員 追加工事も(2)と同じ緊急に入る。

委員 本当に金額が決まった日で、契約してはいけないのか。

委員 緊急の場合等やむを得ないときは口頭の契約ができるよう規則を改正して30万円を越える契約でも例外条件として規定してはどうか。  
その場合でも、口頭で本当に頼んだかが分かる書類を残しておくことが必要だ。

委員長 契約規則には、契約書を作成しない方法も規定している。

委員 地方自治法で補われない部分を民法でカバーすることはできないのか。

委員 契約日を依頼した日にしておいて、内部の文書は実際の日で記入する。また、金額の確定日を契約日にして、やってもらった日を文書で残しておく。これは、会計検査ではつじつまが合わないことになるが、事実どおりでどこがおかしいのか。

委員 事実どおりやるのであれば、口頭の部分を何らかの文書を交わしておき、債務が確定した段階で契約書を締結するしかない。

委員長 契約書は口頭で発注した日まで遡る。  
書類は事実どおり（工期は別）にする。

概算契約は二度手間になり効率的でない。

口頭で動いていることを認め、契約書の中で工期をきちんと記入して契約日は事実の日を記入する。

などの意見があるが、自治法、契約規則、会計規則の制限があり、結論が見えてこない。

委員長 (3)やむを得ない場合については、

国、県との関係、他団体との関係のものは仕方がない。

例えば、県下の市町村が参加する契約について、4月1日から役務の提供を受けるものであっても、市町村の全部をそろえるには日数がかかる場合や、日が指定される場合がある。

委員長 2の進行管理については、ちゃんとできるものはちゃんとしようというものである。

4月1日の契約や、緊急のもののような特殊な事情がないもので、安易に遡っているものは、これを機会に改めてほしい。

委員 日付けの問題で、無駄遣いになっているわけでもないし、非効率になっているわけでもない。日付にばかり気を取られて本業のほうがおろそかになってはいけない。ただし、隠蔽しようとするものは禁止すべきで、早めに準備し、ゆとりを持った執行管理を行うことが必要である。

委員長 決裁等に要する日数の関係で、遡りの日数に誤差があるのも事実であるが、これは別の事務改善なので、ここでは対象外とする。

次回に向けて、法的な面からの整理、緊急の場合の交通整理、他の現場の声を聴く（他に大事なことがあるのでは）こととする。

#### 4 その他

今回は、1月23日午後3時から提言書（案）について最終の検討をすることが確認された。